

## はじめに

平成16年7月28日、男女共同参画会議は、内閣総理大臣から、男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について諮問を受けた。

男女共同参画会議では、諮問を受けて、男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、今後、政府が男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方を示すための検討を行うこととし、女性に対する暴力に関する専門調査会においては、同計画における「7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」について検討を行うこととされたところである。

女性に対する暴力は、その形態の如何を問わず、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の中で最も基本的なものの一つである。この問題の背景には、性別にかかわる固定的な意識や男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題が存在する場合が多い。また、女性に対する暴力の多くは、加害者である男性にとっては自らの支配欲や性的欲求を満たすという極めて自己中心的な目的で行われることが多いが、被害に遭う女性にとってはその身体や心に一生かかっても回復できない傷を受ける場合も少なくないという非情かつ許し難い行為である。これは、被害者に恐怖と不安を与え、自信を失わせ、生活上の障害や社会的活動の束縛をもたらす深刻な人権侵害である。

女性に対する暴力の問題は、国際的にも重要課題とされており、平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」、平成12年の国連特別総会「女性2000年会議」の「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」においても大きく取り上げられてきたところであり、平成17年の「北京+10」（第49回国連婦人の地位委員会）においてもその内容が再確認されたところである。

女性に対する暴力に関する専門調査会では、女性に対する暴力に関し、これまでの男女共同参画基本計画に基づく施策の実施状況及び今後の課題について調査審議を進め、報告書作成に当たったの基本となる考え方を、平成17年5月、一旦、中間整理として取りまとめて公表し、それに対して各方面から寄せられた意見を参考に更に審議を進め、本報告書を取りまとめた。

報告書は、現行の男女共同参画基本計画の達成状況に関する評価について記述した「1」及びそれを踏まえた次期基本計画の内容の基礎となる今後の施策の基本的方向等について記述した「2」から構成されている。なお、「2」の「(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり」においては、数値目標を設定しているが、この他にも、基本計画の改定に向けて、数値目標の設定について積極的に検討することが望まれる。

今日、我が国は男女共同参画社会の実現へと大きく動き出している。女性の人権を守るために、そして国民全てが安心して暮らせる社会を実現するためにも、女性に対する暴力の根絶は、可及的速やかに取り組まねばならない最優先課題の一つと言える。行政はもちろん、国民一人ひとりが、全力を尽くしてこの問題に取り組まれることを期待する。